

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
680	67-12(25-19) (工)解説	<p>委任契約が委任者の利益のみならず受任者の利益のためにも締結された場合において、やむを得ない事由があるときは、委任者において委任契約を解除することができ、更に、やむを得ない事由がない場合であっても委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものは解されない事情があるときは、委任者は、受任者に生じた損害を賠償することで、委任契約を解除することができる(最判昭 56.1.19、651 I・II ②)。したがって、やむを得ない事由がない場合において、委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものは解されない事情がないときは、委任者は、契約を解除することができない。</p>	<p>委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる(651 I)。そして、民法651条1項の規定により委任の解除をした者は、委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除した場合には、やむを得ない事由があったときを除き、相手方の損害を賠償しなければならない(651 II ②)。</p>	24/4